



令和5年度 新発田市立七葉中学校

「学校いじめ防止基本方針」リーフレット

いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ」という）は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって地域と共に組織的に対応することが必要です。

いじめから生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

本校の教育は、主体的な活動を通して自己実現を図りながら、人格の完成の基本となる資質能力を育成するために、次の4つの指導・支援を通して教育を行います。

鋭敏かつ柔軟な示唆 凜とした指導 温とした支援 親とした理解

I 基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止及び対応の基本

【早期発見・即時対応】

常に、生徒の言動に注意して少しの変化を見逃さず、些細なことでも知り得た情報を精査して、いじめを早期に発見する。

いじめ又はいじめの疑いが発生したら、管理職に報告し、即時に対応する。

【連携】

いじめの早期発見と即時対応については、教職員間は当然のこと、家庭、関係機関、生徒の活動団体などと情報連携及び行動連携を図り、いじめの解消に全力を尽くし、該当生徒が、安心して充実した学校生活を送れるようにする。

【予防】

○ 本校の「いじめ防止学習プログラム」の取組を中核として、生徒の自治活動や小中9年間の長期的な視点に立った児童生徒の社会性育成の取組を推進する。

○ 生徒が自分と向き合い、適切に自己表現できる生徒の育成を目指し、思いやりをもって互いに認め合える学校を推進する。

【育成】

- 人間関係や日常生活上の問題に向き合い、問題を解決する方法を生徒と共に考え、主体的に解決を図るような行動を支援する。
- 該当生徒が教職員やスクールカウンセラーなどと相談するなどして、一人で問題を抱えさせないように、相談体制を常に機能させる。



2 いじめ防止対策のための組織

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導加配担当、教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー
(学級担任、部活動顧問、全教職員)

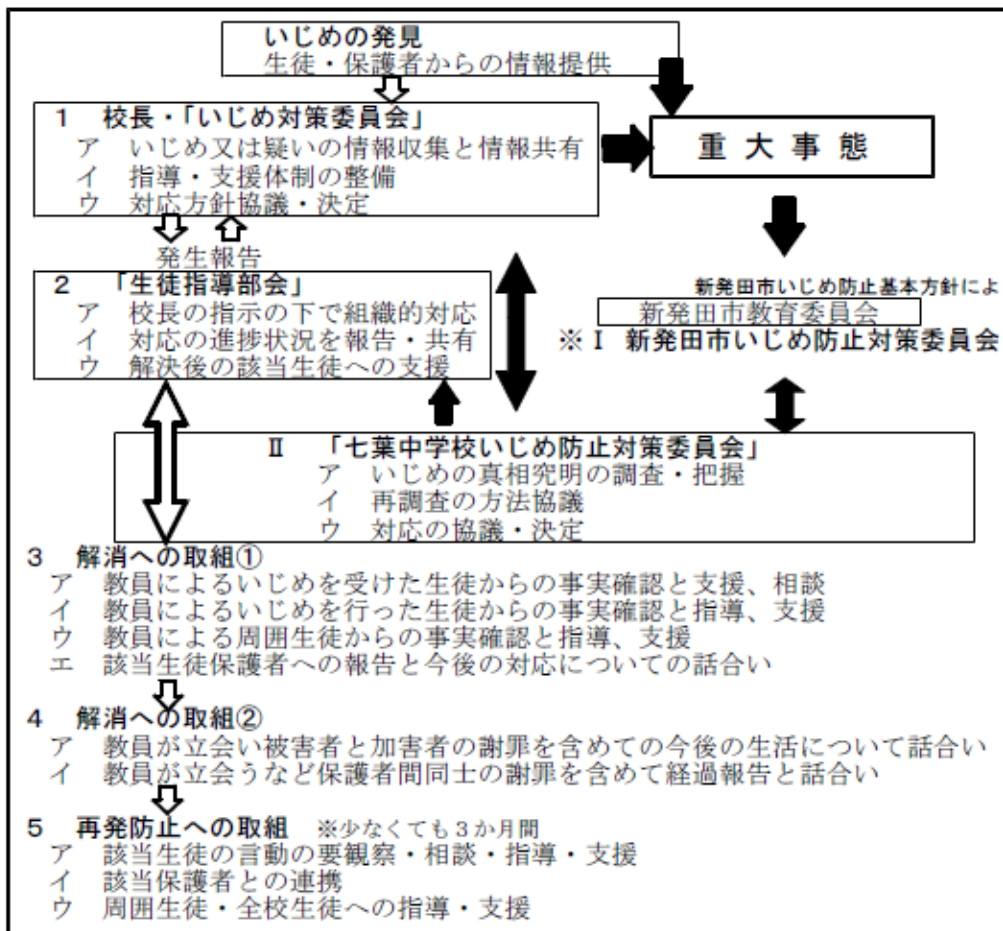
【生徒指導部会】

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導加配担当、教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

【七葉中学校いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、市教育委員会担当指導主事、SSW、市(下越地区)担当弁護士
(PTA会長、新発田児童相談所職員、他)

3 いじめの発見から対応までの基本



※ 重大事態の意味

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 児童生徒が継続して欠席した場合 など